

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小美玉市は東京都心から約80kmに位置しており、緑が多く肥沃な土地であることから農業が定着している。また、茨城空港テクノパーク、玉里工業団地等が整備され、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業等の企業が立地しているため、製造業が主要産業となっている。また、工業団地以外では納豆業界最大手企業の立地をはじめ、本市を縦断する国道6号線沿線を中心に菓子、調味料、冷凍食品等の食料品製造業が多く立地している。

本市においても近隣市町村同様、人口が減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2040年には人口が41、468人と推計されている。人口減少を抑制し、地域の活力を維持するために、生産性向上による産業活性化を図る必要性が高まっている。

しかし、市内に立地する中小企業は、経営者の高齢化や後継者不足、設備の老朽化に伴う更新費用の負担などにより、依然として厳しい状況が続いている。

本市では、小美玉市第2次総合計画において「市内企業への支援と交流の推進」を重点施策として定め、安定的経営や担い手育成・自治金融の融資斡旋などを行うことで、中小企業の維持および安定化を図っている。また、市独自の固定資産税特別措置を継続することで、企業の税負担軽減を支援している。

さらに、経済産業省が策定した新産業ビジョンに則り、社会経済のグローバル化や技術革新に中小企業が対応するため、労働生産性を向上させる設備導入・入替えによる産業の振興への支援を図っていく必要性に迫られている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小美玉市の産業は、常磐自動車道，東関東自動車道水戸線，国道6号線等の道路広域インフラにより首都東京へのアクセスが容易であることから，農畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、ソーラーパネル（太陽光発電設備）については、景観保護および自然環境への配慮が特に必要であることから、発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するために、自ら電力を消費するために設置するもののみ対象とし、発電電力のすべてを他社に供給し、売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内全域に広く展開されている農業や工業のため、事業者の生産性向上を実現する観点から、対象区域を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

小美玉市の産業は、農畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・雇用の安定

本計画については、あくまで先端設備等の導入による生産性向上を目的としているため、人員削減（リストラ等）を主な目的とした取り組みについては先端設備等導入計画の認定の対象とはせず、雇用安定に十分な配慮をする。ただし、先端設備導入による配置転換（作業職から営業職への転換等）については、事業者の販路拡大につながる可能性がある場合には配慮するものとする。

・市税の滞納

市税（法人住民税・固定資産税等）等の税金において滞納がある事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象とはせず、健全な地域経済の発展に配慮をする。

・公序良俗

小美玉市暴力団排除条例（平成23年9月21日施行、条例第26号）において該当する事業者、および公序良俗に反する事業については、先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。